

## 熊本市移住支援金交付要綱

|    |            |               |
|----|------------|---------------|
| 制定 | 令和元年10月11日 | 市長決裁          |
| 改定 | 令和2年 3月28日 | 市長決裁          |
| 改定 | 令和3年 3月31日 | 市長決裁          |
| 改定 | 令和3年 4月12日 | 経済観光局経済政策課長決裁 |
| 改定 | 令和3年 5月14日 | 経済観光局経済政策課長決裁 |
| 改定 | 令和4年 3月31日 | 市長決裁          |
| 改定 | 令和4年 4月 1日 | 経済観光局経済政策課長決裁 |
| 改定 | 令和4年 8月30日 | 市長決裁          |
| 改定 | 令和5年 3月31日 | 市長決裁          |
| 改定 | 令和5年 8月25日 | 市長決裁          |

### (趣旨)

第1条 熊本市は、熊本市しごと・ひと・まち創生総合戦略に基づき、熊本市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う地方創生移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から熊本市に移住して、就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、予算の範囲内において熊本市移住支援金（以下「移住支援金」という。）を交付することとする。

移住支援金の交付については、熊本市補助金等交付規則及び熊本県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施要領（以下「県実施要領」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

### (支給対象者)

第2条 移住支援金の支給対象者は、第1号に定める要件を満たす者のうち、第2号、第3号、第4号、第5号又は第5号の2の要件を満たす就業又は起業等をした者とする。

#### (1) 移住等に関する要件

2人以上の世帯の場合にあっては、次に掲げるア、イ、ウ及びエに該当し、単身の場合にあっては、次に掲げるア、イ及びエに該当すること。

##### ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、令和4年4月1日以降に熊本市に転入した者で、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

a 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合

にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。

- b 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

#### イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）したこと。
- b 令和元年10月16日以降に熊本市に転入したこと。
- c 令和5年6月22日以前に転入した者については、移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。令和5年6月23日以降に転入した者については、移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。
- d 熊本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

#### ウ 2人以上の世帯に関する要件（2人以上の世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- b 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- c 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和元年10月16日以降に転入したこと。
- d 申請者が令和5年6月22日以前に転入した場合については、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において、本市に転入後3か月以上1年以内であること。申請者が令和5年6月23日以降に転入した場合については、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金の申請時において、本市に転入後1年以内であること。

#### エ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと（2人以上の世帯にあつては、世帯員も同様とする。）。
- b 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、熊本市転居費等支援金交付要綱で定める熊本市転居費等支援金（以下、「転居費等支援金」という。）の交付を受けていないこと。
- d その他市長が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

### (2) 就業に関する要件

一般の場合にあつては、アからキに該当し、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した場合にあつては、ア及びクからシに該当すること。

ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 就業先が、県が移住支援金の対象として県実施要領に規定するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）に掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人

への就業でないこと。

エ 令和5年6月22日以前に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領に規定する移住支援金対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。令和5年6月23日以降に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて県実施要領に規定する移住支援金対象法人に就業していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

ク 令和5年6月22日以前に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。令和5年6月23日以降に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

ケ 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

コ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

サ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

シ 令和4年4月1日以降に熊本市に転入した者であって、内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業したこと。

### (3) テレワークに関する要件

令和4年4月1日以降に熊本市に転入した者であって、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 内閣府地方創生推進室が実施するデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

### (4) 起業に関する要件

1年以内に県実施要領に規定する県が行う起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という。）の交付決定を受けていること。

### (5) 本事業における関係人口に関する要件（令和5年4月以降に転入した場合）

令和5年4月1日以降に熊本市に転入した者のうち、次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 本市が指定した移住等に関する調査に回答した者であること。

イ 令和5年6月22日以前に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて熊本県内に本店又は支店がある法人に令和5年4月1日以降に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。令和5年6月23日以降に転入した者については、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて熊本県内に本店又は支店がある法人に令和5年4月1日以降に就業していること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

オ 勤務地が熊本県内に所在すること。

カ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(5) の 2 本事業における関係人口に関する要件（令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までの間に転入した場合）

令和 4 年 4 月 1 日以降に熊本市に転入した者のうち、転入時点において 20 歳以上 49 歳以下であり、かつ次に掲げるア、イのいずれかに該当すること。

ア 熊本県内企業への就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 熊本市 U I J ターンサポートデスクに登録していること。
- b 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて熊本県内に本店又は支店がある法人に令和 4 年 4 月 1 日以降に就業し、申請時において当該法人に連続して 3 か月以上在職していること。
- c 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- d 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- e 勤務地が熊本県内に所在すること。
- f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 本市が実施する合同就職面談会参加企業への就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 令和 4 年 4 月 1 日以降に本市が実施した合同就職面談会（オンライン合同就職説明会を含む。）に参加又は視聴していること。
- b 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて、令和 4 年 4 月 1 日以降に本市が実施した合同就職面談会（オンライン合同就職説明会を含む。）に参加した法人に令和 4 年 4 月 1 日以降に就業し、申請時において当該法人に連続して 3 か月以上在職していること。
- c 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- d 当該法人に、移住支給金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- e 勤務地が熊本県内に所在すること。
- f 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（移住支援金の額）

第 3 条 移住支援金の額は、次の各号に掲げる移住者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、同一世帯に属するものが同一の市町村に対して、移住支援金又は転居費等支援金を複数回申請することはできない。

(1) 2 人以上の世帯の移住者 1, 0 0 0 千円

(2) 単身の移住者 6 0 0 千円

2 前項の額に加え、18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。

(1) 令和 5 年 4 月 1 日以降に熊本市に転入した者であって、18 歳未満の世帯員を帯同して移住

する場合は、18歳未満の者一人につき1,000千円を加算する。

- (2) 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に熊本市に転入した者であって、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき300千円を加算する。

(移住支援金の交付申請及び実績報告)

第4条 移住支援金の交付を申請しようとする者は、移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に移住支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項(様式第2号)を添えて次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、申請期間は毎年度4月1日(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する市の休日(以下「休日」という。))に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日から2月末日(休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日)までとする。

- (1) 全ての申請者

ア 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)

イ 住民票の除票の写し(移住元での住所地、在住期間(第2条第1号アに該当すること。)を確認できる書類。2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類。)

ウ 移住先(熊本市)の住民票の写し(2人以上の世帯の場合の移住支援金を申請する場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住先での住所地を確認できる書類。また、令和4年4月1日以降に18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の世帯員全員分の移住先での住所地を確認できる書類。)

- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた者(次号に定める者を除く)

東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書又はこれに代わる書類(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主

ア 法人事業届出済証明書、個人事業開業届出済証明書又はこれらに代わる書類(移住元での在勤地を確認できる書類)

イ 個人事業等の納税証明書(移住元での在勤期間を確認できる書類)

- (4) 移住支援金(就業の場合)の申請者

移住先における就業先企業等の就業証明書(雇用形態、応募日等を確認できる書類)(様式第3号)

- (5) 移住支援金(テレワークの場合)の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書(テレワーク)(自己の意思等を確認できる書類)(様式第3号の2)

- (6) 移住支援金(起業の場合)の申請者

起業支援金の交付決定通知書の写し

- (7) 移住支援金(関係人口の場合)の申請者

ア 就業先企業等の就業証明書(関係人口)(雇用形態等を確認できる書類)(様式第3号の3)

(交付の決定及び支払)

第5条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、その内容を審査し、当該申請の内容が適当であると認めるときは、予算の範囲内で移住支援金の交付を決定し、移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第4号)により通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、その理由を付して、移住支援金不交付決定通知書(様式第5号)により通知する。

3 第1項の規定による移住支援金交付決定兼確定通知書の通知を受けた者は、速やかに移住支援金請求書(様式第6号)に振込先の口座情報を確認できる書類(預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る))を添えて、市長に提出するものとする。

4 市長は、前項の規定による書類を提出した者に対し、移住支援金を支払うものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第6条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により移住支援金交付決定兼確定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願(様式第7号。以下「再交付願」という。)を市長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第7条 市長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定兼確定通知書(再交付)(様式第8号)を申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、当該事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、当該事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(移住支援金の返還)

第9条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の各号に定める区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして、県知事に協議のうえ、市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 次のアからエまでに該当する場合 全額

ア 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満で本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職(第2条第1項第2号に規定する「就業に関する要件」のみ)を辞した場合

エ 県実施要領に規定する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合 半額

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月12日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和3年4月1日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年8月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年8月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の熊本市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後の本市への移住について適用し、同日前の本市への移住については、なお従前の例による。

(様式)

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 様式第1号   | 移住支援金交付申請書兼実績報告書         |
| 様式第2号   | 移住支援金交付申請書兼実績報告書に関する誓約事項 |
| 様式第3号   | 就業証明書                    |
| 様式第3号の2 | 就業証明書（テレワーク）             |
| 様式第3号の3 | 就業証明書（関係人口）              |
| 様式第4号   | 移住支援金交付決定兼確定通知書          |
| 様式第5号   | 移住支援金不交付決定通知書            |
| 様式第6号   | 移住支援金請求書                 |
| 様式第7号   | 移住支援金交付決定兼確定通知書再交付願      |
| 様式第8号   | 移住支援金交付決定兼確定通知書（再交付）     |